



(訓解) 魏志倭人伝

倭人は東方の東南、大海之中に在り。

山と豊に依りて國邑と爲す。

舊は百餘國にて、漢の時より朝見する者有れど、

今は使譯を通す所は三十國なり。

郡に従ひて倭に至るには、海岸を循ひ、水行して

韓國を歴ること南に乍し、東に乍せば、

其の北岸たる狗邪狹國に到く。七千餘里なり。

度り始むること一海千餘里、對馬國に至す。

其の大官は卑狗と曰い、副を卑母離と曰う。

絶體に所居し、方は四百餘里と可し。

土地は山險しく、深林多し。道路は禽鹿の徑の如し。

千餘戸有りて良田無く、海物を食して自活し、

船に乗りて南北市糶す。

又、名に曰う瀚海を一海千餘里南渡して、一大國に至す。

官は亦、卑狗と曰い、副を卑母離と曰う。

方は三百里と可し。竹木は多く叢林をなす。

家は三百有りと許れど、田地は乏しく有り、

田を耕すに猶食に不足す、亦、南北市糶す。

又、一海千餘里を渡り末盧國に至す。

四千餘戸有りて、海の濱山に居す。

草木茂盛し、行に前人を見不。

好んで魚、鰻を捕え、水の深淺無く、皆、沈没て之を取る。

東南に陸行五百里、伊都國に到く。

官は爾支と曰い、副は泄謀麻、柄漚麻と曰う。

千餘戸を有し、世の王は有れど、皆、女王國に統屬す。

郡使往來常に駑を駑る所なり。

東南に百里、奴國に至す。

官は兒馬船と曰い、副は卑奴母離と曰う。二萬餘戸有り。

東に行くこと百里、不瀾國に至す。

官は多様と曰い、副は卑奴母離と曰う。家は千餘有り。

又、南の投馬國に至るに、水行二十日。

官は彌彌と曰い、副は彌彌利と曰う。五萬餘戸と可し。

又、南の邪馬壹國(邪馬壹國)なる所は、女王之都にして、

水行十日、陸行一月で至す。

官に伊支馬有り、次は彌馬升と曰い、次は彌馬樓支と曰い、

次は奴佳輻と曰う。七萬餘戸と可し。

女王國自ら北を以ては其の戸數、道里は略載を得と可しも、

其餘の旁國は遠絶なれば、詳しくを得不得と可く、

次に有るは斯馬國、次に有るは巴百支國、次に有るは伊都國、

次に有るは都支國、次に有るは彌奴國、次に有るは好古都國、

次に有るは不呼國、次に有るは坦奴國、次に有るは對蘇國、

次に有るは蘇奴國、次に有るは呼呂國、次に有るは華奴蘇奴國、

次に有るは鬼國、次に有るは烏吾國、次に有るは鬼奴國、

次に有るは邪馬國、次に有るは烏吾國、次に有るは巴利國、

其の南に狗奴國有り、男子を王と爲す。

其の官に狗古智卑狗有り、女王に屬不。

郡より女王國に至るに、萬二千餘里なり。

男子は大小無く、皆、面の文身なり。古自り以來、其の

使は中國を詣て、皆、大夫と自稱す。

夏后少康之子は、會稽封じられ、斷髮文身を以てて蛟龍之

害を避けしむ。

今、倭の水人は沈没りて、魚、蛤を捕るを好む。文身は亦

大魚、水禽の服う以なるも、後には稍く飾の爲と以す。

諸國の文身は各異り、或は左、或は右、或は大、或は小

と、尊卑の差有り。

其の道里を計るに、會稽東治の東に當在す。

次に有るは邪馬國、次に有るは烏吾國、次に有るは巴利國、

次に有るは支支國、次に有るは烏奴國、次に有るは奴國にして、

此れ女王が境界の盡る所なり。

略、繞こと無し。婦人は屈た髪を紒ひ被い、衣は單被の如く

作りて、其の中央を穿ち、頭を貫きて之れを衣る。

木稻、紵麻を種え、糞糞糞績して、細針、繰糸を出す。

其の地は牛馬、虎豹、羊、鶴は無し。

兵は矛、楯、木弓を用い、木弓は下に短く、上を長くす。

竹箭は、或は鐵鏃、或は骨鏃なり。

所興し有無は獨耳、朱崖に同じ。

倭の地は温暖にして、冬夏に生菜を食し、皆、徒跣なり。

屋室有りて、父母兄弟は臥息の處を共にす。朱崖を以て其の

身體に塗は、中國の粉を用いるが如く也。食飲は籩豆を用い、

手にて食す。

其の死は、棺は有る者無く、土を封じて冢を作る。死に始

まりて、喪を停めること十餘日、當時は肉を食せず、喪主は

其の風俗は淫ならずして、男子は皆、露に紒ひ頭を木櫛を

以て招ぶ。其の衣は、横幅を但、相いに連れて結束するも、

其れ、行來渡海して中國を詣るに、恒に一人は頭を梳ら使

ず、櫛を去かず、衣服は垢汚にし、肉を食らはず、婦人を近づ

けず、衆人の如し。之れを名づけて持衆と爲す。

若し行者に吉善あらば、共に其の生口に財物を願へ、若しくは

疾病有るか、若しくは暴害に遭へば、便に之を殺さんと欲す。

之れ其の持衆が謹めずと謂う。

直珠、青玉を出し、其れ、山は丹を有し、其れ、木は桐、杉、

檉、樟、楸、樺、楓、楓香を有す。

其れ、竹は篠、籐、桃支を有す。薑、橘、檉、蘘荷あ

るも、以て滋味と爲すを知らず。獼猴、黑熊を有す。

其の俗は、事を擧げ、行き來、云爲の有る所、輒に骨を灼いて

卜と而し、以て吉凶を占むも、先に卜とする所を告る。

其の辭は、今龜法の如く、火疢を視て兆を占う。

其れ會同の坐起は、父子男女の別無し。

人の性は、酒を嗜む。

下戸、大人と道路に相逢し與は、遠巡し華に入りて辭を傳え、

事を説には、或は躡り、或は跪き、兩手を地に據て、之れを

恭敬と爲す。對應の聲を嚙と曰う。比るに然諾の如し。

其の國、本亦、男子を以て王と爲す。住こと七、八十年。

其の俗、國の大人は皆、四、五婦とし、或は下戸も一、二婦な

り。婦人は淫ならず、妬忌せず、盜竊なく、諍訟少なし。

其れ、法を犯すに、輕者は其の妻子を没し、重者は其の門戸及び

宗族を没す。尊卑は各れ差序有りて、相い臣服して足る。

租税を收め、鉅鬮有り。國中に市有りて、有無を交易し、大夫を

して之れを監せしむ。女王國より以北には、特に一大事を置き、

諸國を檢察す。諸國は之れを畏懼す。

伊都國にては常に治して、國中に於ける刺史の如く有り。

王は使を遣わして京都、帶方郡、諸韓國に詣て、及、倭國への郡

使は、皆、津に臨んで控覽し、文書、賜進の物を傳送して女王に

詣て、差錯するを得ず。

親魏倭王と爲し、金印紫綬を假す。裝封して帶方の太守に付して

假授せしむ。次、其れ種人を檢査し、勉めて孝順を爲せ。

汝の來使、難升米、牛利は遠くを涉りて道路に勤勞有り。

今を以て、難升米を奉善中郎將を爲し、牛利を奉善校尉と爲

し、銀印青綬を假し、引見して勞いを賜いて遣還す。

上に在りて、周族は五千餘里なる可し。

景初二年六月、倭の女王は大夫難升米等を送じて郡を詣て、

天子に詣てて朝獻せむことを求む。太守劉夏は遣吏し、

將を送して京都を詣す。

其年十二月、倭の女王に詔書を報いて曰く。

「詔詔、親魏倭王、卑彌呼、

白絹五十匹、金、八兩、五尺刀、二口、銅鏡百枚、真珠、鈿丹

各五十斤を賜う。皆、裝封して難升米、牛利に付す。

還り到らば錄受し、以て悉く汝の國中の人に示し、國家の汝を

哀しむを知らしむ可し。故に勳重に汝に好き物を賜う也。」

正始元年、太守、弓連は、建中校尉、備等を送わし、詔書

印綬を奉じて倭國を詣す。倭王に拜假し、并て詔を覽し、

金、帛、錦、罽、刀、鏡、采物を賜う。

倭王、使に因りて上表し、詔の恩に答へて謝す。

其四年、倭王は復、使として大夫伊聲耆、掖邪狗等、八人を遣し、

生口、倭錦、緋青纁、絲衣、帛布、丹木狝の短弓と矢を上獻す。

掖邪狗等は壹、奉善中郎將の印綬を拜す。

其六年、詔して倭の難升米に黃幢を賜ひ、郡に付して假授せしむ。

其八年、太守王頌到官す。倭の女王、卑彌呼、與する狗奴國の

男、王、難升米呼と素より和せず、倭は黃斯、烏越等を遣して郡を

詣て、相いの攻撃の狀を説く。

塞曹掾史、張政等を遣わして詔書を齎し、因り、黃幢を難升米に

拜假し、徽を爲して告諭せんとするも、卑彌呼、以に死す。

家を大作し、百餘步なり。狗暴者の奴碑は百餘人なり。

更に、男王を立てるも、國中は服さず、更に相いに誅殺し、當時、

千餘人を殺す。

後、卑彌呼の宗女、壹與、年は十三、を立てて王と爲し、國中は

遂に定まる。

政等は徽を以て壹與に告諭す。

壹與は倭の大夫、奉善中郎將、掖邪狗等二十人を遣し、政等の還る

を送らしむ。

因つて臺を詣て、男女の生口、三十人を獻上し、白珠、五千孔、

青大句珠、二枚、異文雜錦、二十匹を貢。

今和五年十一月十七日

大中正臣比呂、拙訳

今和六年一月二十七日、改訂

補注、

赤字は、因名および人名とした。青色は、以前の訳を訂正した

箇所である。

是れ汝の忠孝なり。我、甚だ汝を哀しむ。今を以て、汝を

